

Q 35

就職差別の実態を知りたい。

就職差別は、重大な人権侵害です。大阪府では、令和3年度から5年度の3年間に101件の就職時の問題事象が教育委員会に報告されています。子どもたちに就職指導をする際には、就職差別を受けたときに適切に対応できるように、正しい知識を伝えておくことが大切です。

A1 大切なのは本人の能力と適性です。

最も多い就職時の問題事象の事例は、面接時に、家族構成や家族の職業、尊敬する人物等を聞くものです。これらは採用には関係がない情報であり、不適切な質問です。

履歴書は社用紙(企業が独自に作成した応募書類)ではなく、近畿統一応募用紙を使用することになっていますが、これには本籍・国籍や家庭状況を書く欄はありません。統一応募用紙は、同和地区出身者の就職の機会均等を保障する取組みの中で形式が整えられてきたもので、現在は応募書類として必ず使用しなければならないことになっています。すべての子どもたちが、それぞれの個性や能力を生かして自己実現の達成を図るために、統一応募用紙が使用されるようになったことを理解しておきましょう。

※ 統一応募用紙についてはCHECK①で紹介している「採用と人権」を参照してください。

※ Q26「キャリア教育について学びたい」も参照してください。

A2 男女雇用機会均等法について指導しましょう。

また、就職時の問題事象の事例としては、面接時の男女雇用機会均等法の趣旨に反する質問があります。例えば、「結婚、出産しても働き続けられますか」などと聞くことは、労働者の性別を理由とした差別的な取扱いにあたり、不適切な質問です。

就職指導においては、男女雇用機会均等法の趣旨や内容について、子どもたちに十分指導することが必要です。

A3 就職差別の報告を受けたときに適切に対応しましょう。

採用選考の終了後、できるだけ早く子どもに就職受験報告書を記入させます。そのとき、直接本人から聞き取りをおこない、就職差別がなかったかどうか確認をします。就職差別の事実が判明したときは、すぐに校長・准校長、教頭などに報告し、指示を受けます。該当の事業所への確認や、教育委員会及びハローワークへの報告は、所定のマニュアルにしたがって、校長・准校長、教頭などと相談しながら進めましょう。

差別的な選考により、子どもが心に深刻な傷を受けたり、不安に陥っている場合もあります。その気持ちを受けとめながら、ていねいに聞き取りを行い、学校が責任をもって対応することを伝えましょう。また、保護者にも学校から事情を説明する必要があります。

〈ポイント〉

採用選考時に就職差別を受けていても、子どもは気づかない場合があります。子どもたちに、就職選考は個人の能力と適性によって行われるということをしっかりと理解させ、もし面接で不適切な質問があっても「学校の指導によりお答えできません」と答えることができる力をつけておく必要があります。

★CHECK①★

「採用と人権」(大阪府商工労働部雇用推進室 毎年度)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110090/rosei/koseisaiyo/400-saiyo-jinken.html>

公正な採用選考の基本的な考え方や、同和問題にはじまる就職差別撤廃への取り組みについてくわしく解説されています。就職差別につながるおそれのある不適切な質問の事例についてもあげられています。すべての教職員が知っておくべき内容です。

★CHECK②★

「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」(大阪府 令和3〔2021〕年)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070040/danjo/danjo/plan2021.html>

大阪府における男女共同参画社会形成に向けての施策の基本的方向とその推進の方策を総合的に解説しています。

★CHECK③★

①「働く前に知っておくべき 13 項目」(大阪府商工労働部雇用推進室 毎年度)

https://www.pref.osaka.lg.jp/o110090/sogorodo/keihatusahi-refureto/wakamono_2.html

②「働く人、雇う人のためのトラブル防止 Q&A」(大阪府商工労働部雇用推進室 毎年度)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110090/sogorodo/kaikotaisoku-qa/index.html>

③「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」(厚生労働省 令和5〔2023〕年4月更新)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html

①は働くための注意、自分の労働条件や賃金・休日・健康管理など、働くことに関してぜひ知っておきたいワークルールや労働関係法・制度・相談窓口などをわかりやすく解説しています。

②は働く上でぜひ知っておきたい法律や制度などを紹介しています。

③は厚生労働省が発行した就職を控えた学生や若者向けのハンドブックです。

★CHECK④★

①「OSAKA人権教育ABCー人権学習プログラムー」(大阪府教育センター 平成 19〔2007〕年3月)

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。B 章「働き方と生き方」の3「ハロハロワーク」では、働く者の権利(労働法)について知り、統一応募用紙の学習を通して、個人の権利と尊厳を守ることの大切さを学ぶ教材を掲載しています。

②「OSAKA人権教育ABC Part4 ー人権教育としてのキャリア教育ー」(大阪府教育センター 平成 23〔2011〕年3月)

Ⅱ編 プログラム編の4章では職場インタビューカードや職場調べについての実践を、5章では、労働法クイズや面接等についての実践的なプログラムを紹介しています。

★CHECK⑤★

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ(大阪府教育センター)

「COMPASS」シリーズでは、男女雇用機会均等法についての教材や、統一応募用紙の問題から就職差別につながる質問項目などを学ぶ教材・指導案等を紹介しています。

★CHECK⑥★

「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

「職業選択の自由」が憲法で保障された基本的人権であること、公正な採用選考の歩み及び現状と課題、就職差別をテーマとした人権学習プラン等について分かりやすくまとめています。

【補足と発展】

障がいのある子どもの就職は大変厳しい状況です。障がいのある人が社会の一員としてその能力を十分発揮し、ともに社会経済活動に参加し、働く喜びや生きがいを見出していくというノーマライゼーションの理念に沿った社会を実現するため、行政・企業・府民などがそれぞれの立場で努力することが必要です。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(内閣府 平成 28 年 4 月施行)

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html

「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化」の改正について(文部科学省 平成 30 年 4 月)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1410006.htm

障がいのある生徒・学生の就労に向けた支援の充実のための取組みについて記載されています。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉(大阪府教育委員会 平成 30〔2018〕年 3 月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 子どもの就職に際しては、差別的な選考がなされることのないよう事業主への啓発に努めるとともに、問題事象が生じた場合には、関係機関と連携し、適切に対応する必要がある。〔1-(3)-ウ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◆ 歴史的に獲得されてきた人権に関する資料として、『やさしい言葉で書かれた世界人権宣言』が紹介されている。
〔実践編 II-3. -(3)【資料】〕
- ◎ 人権教育により身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識でもなければならない。例えば、自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識、人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等々に関する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識等が含まれるであろう。このように多面的、具体的かつ実践的であるところにその特徴がある。
〔第 I 章-1. -(4)-①〕
- ◎ 生徒指導の取組に当たっては、学業指導、個人的適応指導、社会性指導、余暇指導、健康安全指導などその指導の全体を通じ、児童生徒一人一人の自己実現を支援し、自己指導能力・問題解決能力を育成するとともに、併せて、人権感覚の涵養を図っていくことが期待される。〔第 II 章-第 1 節-1. -(3)〕
- ◎ 人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならない。学校においては、的確な児童生徒理解の下、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。そのために、教職員においては、例えば、児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞く、明るく丁寧な言葉で声かけを行うことなどは当然であるほか、個々の児童生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していかなければならない。〔第 II 章-第 1 節-1. -(4)〕